

二つの中ソ同盟の比較考察 (1945-1950)

松村 史紀[†]

A Comparative Analysis of the Two Sino-Soviet Alliances of 1945 and 1950

Fuminori Matsumura

The Sino-Soviet alliance was established twice in 1945 and 1950. The first alliance was formed by the Republic of China and the Soviet Union; the second was formed by the People's Republic of China and the USSR.

Most previous research focuses upon the historical process in which the latter alliance was established, and rarely compares both alliances. Although a few scholars cover both alliances, they argue mainly about whether the two alliances were equal or not. Without taking the essential function of alliance mentioned below into account, they mostly examine how Soviet interests in China were arranged in the alliances in order to indicate how unequal or equal the arrangements were.

This paper aims to compare the two Sino-Soviet alliances not only in terms of Soviet interests in China, but also in the context of the essential function of "alliance," which can be considered as an arrangement of joint defense against potential enemies. This arrangement conventionally takes the form of an offensive and defensive alliance, while the collective security embodied in the League of Nations or in the United Nations was invented to overcome the conventional offensive and defensive alliance. These two types (offensive and defensive alliance and collective security) differ in the location of potential enemies. The former locates them outside of the alliance, while the latter includes potential enemies within its membership.

The conclusion of this paper is divided into three arguments:

- (1) The Sino-Soviet alliance of 1945 can be considered as a regional arrangement which complements the collective security embodied in the United Nations.
- (2) The alliance of 1950 can be located between a conventional offensive and defensive alliance, and a regional arrangement of the collective security.
- (3) Based on the essential function of alliance mentioned above (1, 2), both alliances similarly arranged Soviet interests in China.

はじめに

かつて中ソ同盟は、二回成立した。1945年8月14日、中華民国とソ連が締結した中ソ友好同盟条約（第一中ソ同盟）、そして1950年2月14日に中華人民共和国とソ連の間に成立した中ソ友好同盟相互援助条約（第二中ソ同盟）である。

第一中ソ同盟が敵国日本に対する戦時協力、あるいは旧敵国の軍事大国化を抑止するための「戦後」の平和構想を体現するものであるとすれば、第二中ソ同盟は「冷戦」を闘うために成立した攻守同盟である（と考えられてきた）。この二つの中ソ同盟を比較考察することは、「戦後」の平和——国際連

[†] 宇都宮大学国際学部講師

合の集団安全保障が体現するような平和——がやがて崩れ「冷戦」へと向かう史的過程を追いかけるのに、またとない研究対象であるだろう。

ところが、両者の比較研究は十分になされてきたわけではない。少なくとも二つの問題を指摘することができる。

一つは、アジア冷戦史の研究が飛躍的に進展するなかで、「中国革命から見たアジア冷戦」とでもいべき視座が広がったことである。これは、おもに中国共産党（中共）の勢力拡大プロセスからアジア冷戦の成り立ちを描くというものである。中共が戦後満洲を根拠地にしながら支配を拡大し、やがてソ連をアジア冷戦に引き込んでいくというのが、その筋書きである¹。従って、研究の関心は第二中ソ同盟の起源に向かうことになる。さらには、この同盟が「冷戦」の敵——米国——と向き合うために成立したものだという理解でもほぼ一致する²。このとき、第一中ソ同盟の存在感は思いのほか小さい。この同盟の何が、どのように第二中ソ同盟に継承され、変容したのかを体系立てて問うことは少ない³。

なお、国民政府（国府）史と中共史の間に研究上の分業が事実上できあがっているという事情も、その背景にはあるだろう⁴。日本では、両者の歴史をつなぐ研究がこれまでさかんに進められてきたが、冷戦史研究の分野に限っていえば、これらは稀有な例外であろう⁵。

とはいえ、両同盟の比較研究がなされなかったわけではない。もう一つの問題は、その比較のしかたにある。ここでは、新資料の公開が進んだ後に発表された研究を取り上げておきたい。一つは、薛衛天の比較研究である。彼は、第一中ソ同盟がヤルタ秘密協定の延長線上にあって不平等なものであるのに対して、第二中ソ同盟はより平等なものだと結論づけた。後者の同盟において、ソ連の在華利権が大きく削られたからである。もう一つは、沈志華の研究であるが、彼もまたソ連の利権問題に注目する。ここでは、既得権益に固執するスターリンを前にして、毛沢東が譲歩を勝ち取っていくプロセスに重点がおかれる⁶。

近代中国の経験をふまえれば、条約が平等なものかどうか、あるいは外国の在華利権がどのように処理されたのかという問題はやはり重大である。しかし、同盟の本質的機能はあくまでも仮想敵を前にした共同防衛の態勢であるだろう。では、この機能から比較考察したとき、第一・第二中ソ同盟にはそれぞれどのような異同が認められるのだろうか。

1. 同盟の考察——「外部の敵」と「内部の敵」——

1.1 攻守同盟の機能

まずは、同盟の本質的機能を捉えるのに、その理論を簡潔に整理することにしよう。

アナーキーな国際政治の下では、秩序をつくり・維持する上で国家間の勢力均衡が重要な役割を果たす。この勢力均衡をはかるための一手段こそ同盟であると考えられてきた。例えば、モーゲンソーが「同盟は多極国家システム内で勢力均衡をはかるために必要な機能である」と論じたことは、あまりに有名であろう⁷。

この同盟はふつう、特定の仮想敵と向き合うために、利益を共有する仲間どうしが共同防衛の態勢をつくり上げるものとして現れる。かつてシューマンは「すべての同盟は……共通の仮想敵を前にして、同盟者たちが共有する一連の権力利益を基礎パワにしている」と述べたし、「そのような利益に基づ

かない同盟は、必然的に紙くずであるし、無益な試みに過ぎないし、中身のない空手形である」とまで喝破した。スナイダーもまた「同盟とは自分たちのメンバー以外の諸国に対して、特定の状況下で軍事力行使（あるいは不行使）するための正式な諸国連合である」とする⁸。

一般にこのような同盟は「攻守同盟」と呼ばれるが、この同盟はどのように成立するのだろうか。まず、「仮想敵」がどのように特定されるのか考えてみたい。ウォルトは、1955～79年の中東における同盟政治を事例にして、ある重要な結論を導いた。それによれば、国家は単純に勢力均衡の論理から同盟を形成するというのではなく、最大の脅威をもたらす国家があるとき、それに対して均衡をはかるようにして同盟を形成するという⁹。

脅威の源泉を「仮想敵」にして同盟をつくるとすれば、当然のことながら、敵の攻撃から自身の安全を守ることが同盟者どうしにとって重要な「利益共有」になるだろう。スナイダーは、同盟を形成するのに最重要となる安全保障利益として、まず抑止力や防衛力の向上を挙げているし¹⁰、シュウェラーもまた、強大な軍事力あるいは威圧によって利益を得ることを同盟の動因の一つに数えている¹¹。

一方、同盟をつくることは仮想敵との敵対関係を強めることにもつながるため、一定のリスクは避けられない。スナイダーはその「コスト」をいくつか挙げる。まず、同盟者を援助するとき、抑止が失敗することも敵の攻撃を誘発することもある。また、同盟者の戦争に巻き込まれたり、対抗的同盟が成立してしまったり、あるいは他の同盟を選択する余地が失われることもあろう。さらに、同盟の規定によって行動の自由は制限される。だから「コスト」と比べて共有する「利益」が勝るとき、同盟は形成されることになる¹²。

1.2 攻守同盟と集団安全保障の間

この攻守同盟の枠組みを克服しようとする試みの一つが、集団安全保障である。両者は大きく異なる前提に立っている。ライトによれば、前者が依拠する勢力均衡は「支配的なものに対抗するために結束する国家政策に依存」するのに対して、後者は「あらゆる侵略者に対抗するために協力する国際的義務に依存」している¹³。

言いかえれば、前者が同盟の「外部」に特定の仮想敵をおくのに対して、後者は構成員を世界大に拡大した上で、仮想敵——原則特定されない——を自分たちの「内部」に位置づけるものだということになる。ところが現実には、後者が前者を克服することは容易ではない。国際連盟の経験を踏まえて、シューマンは「全諸国共通の敵が月か火星の軍事基地から世界に脅威を与えていると誰かが主張でもしない限り、現在の政治的条件の下で、世界中すべての諸国を一つの同盟に組み込むことはできない」と厳しい判断を下した¹⁴。

そこで国際連合においては、集団安全保障の原則を中心におきながらも、個別の同盟をどうにかその枠内にとどめようとする努力がみられた。その工夫が「地域的取極」である。

香西によれば、それは「国連加盟国の一部が、別個の条約によって締約国の紛争の平和的解決のために、または締約国の安全保障を図るために、平和維持に関する国連の地域版をつくること」にほかならない。実際に、国連憲章第8章52条は、国連の目的・諸原則に合致する限りにおいて地域的取極を認めているし、53条1項では、その地域的取極めに基づく強制行動には安全保障理事会（安保

理)の許可が必要とされる。ところが、ここには二つの例外がある。旧敵国条項(53条1項)と集団的自衛権(51条)である。前者は、第二次大戦の敗戦国の再侵略に備えて地域的取極がつくられた場合、その強制行動は安保理の許可を必要としないというものである[ただし、関係政府の要請に基づいて国連が敵国の再侵略を防止する責任を負うまでの例外措置]。後者は、自国と連帯関係にある国が攻撃を受けたとき、これを助けて戦うことができるという規定である(事前に安保理の許可を求める必要はないが、すぐに通告はしなければならない)。この規定は、安保理の拒否権によって地域の安全保障体制が機能不全に陥ることを懸念して、サンフランシスコ会議[1945年4~6月]で初めて取り入れられたものである¹⁵。

一方の端に「攻守同盟」をおき、他方の端に国連の「集団安全保障」をおくとすれば、その間に位置するものが「地域的取極」ということになる。ただし、少なくとも理念の上では、「地域的取極」は「集団安全保障」の一部を構成するものである。

以上をふまえて、二つの中ソ同盟を二つの設問から比較したい。一つは、仮想敵を前にした共同防衛の態勢がどのように設計されているのかという問題である。両同盟はそれぞれ、集団安全保障と攻守同盟という両極の間のどこに位置するのだろうか。もう一つの問いは、同盟内政治とでもいべきものである。同盟者どうして利益とコストはどのように分有されているのだろうか。

なお、本稿では鳥瞰的な比較をすることに力点をおくため、細かい史実的実証は別のところで論じた拙稿などに依拠していることを断っておく。

2. 共同防衛をめぐる比較

2.1 第一中ソ同盟——「内部の敵」と向き合う——

(1) 条文の構図

最初に、第一の設問である。まず、第一中ソ同盟の条文を確認しよう。仮想敵と共同防衛の態勢については、条約本文で取決められた。第一条は戦時協力について定め、「最終的勝利」まで「他の連合国と共同」で対日戦を遂行するとした。「戦後」に関わる取決めは、第三条にある。それによれば、戦後日本による再侵略、平和の破壊を阻止するために協力するとともに、日本との戦闘に巻き込まれた締約国に対して軍事を含む援助・支持を与えることが規定された。これに加え、「この条は、両締約国の要請にもとづいて国際連合が日本国による新たな侵略を防止する責任を負うときまでひきつづいて効力を有する」ことも謳われた¹⁶。これは「旧敵国条項」に該当する条文にほかならず、この条約が集団安全保障の一部を構成する「地域的取極」であることが見てとれる。

この「地域的取極」がどのように成立したのか、具体的な交渉を追いかける前に、合意形成までのプロセスを概観しておこう。1943年末までにモスクワ・カイロ両宣言を経て、中国が四大国の一つに数えられ、1944年8~10月、ダンバートン・オークス会議で国連憲章の原型(集団安全保障体制など)ができあがる。翌年、2月のヤルタ会談で拒否権をめぐる争点に決着がつけられ、4~6月、サンフランシスコ会議で「地域的取極」あるいは「地域機関」の規定が挿入され、ここに憲章が採択された¹⁷。

連合国の戦後平和構想はこのように合意に至ったが、対日戦をめぐる連合国の協力を成立させるには、日ソ中立条約をもつソ連の対日参戦が必要であった。スターリンが最初に対日参戦を確約したの

は、1943年11月末のテヘラン会談である¹⁸。当時、国民政府は宋子文を訪ソさせ、ソ連の対日参戦を確保するよう計画を立てていたが、1945年2月初旬、この計画は延期された¹⁹。このときヤルタ会談で、ソ連の対日参戦が秘密裏に取決められたが、最終的に蒋介石の承認を得ることが確認された。3月中旬あたりに、蔣はヤルタ秘密協定の輪郭を知ることになるが、トルーマン大統領から正式な通知があったのは6月9日である²⁰。

中ソの条約交渉は、同月末からモスクワで始まり、おもに三段階を経た。最初が7月12日までの期間であり、条約の成立を見ないまま、スターリンはポツダム会談へ向かう。このときから8月上旬に中ソ交渉が再開されるまでが第二段階であるが、この間、条約案が暫定的に合意された。8月7日に交渉が再開され、9日にソ連が対日参戦し、それを事後承認するかのようにして14日に条約が締結されるまでの期間が最終段階である。

（2）地域的取極の創出

この条約交渉のなかで、「地域的取極」はどのように創出されたのだろうか。7月上旬、両国はそれぞれ条約案を提起している。中国案は第三条で、「対日戦終了後、再び日本が侵略し、平和を妨害しないよう」あらゆる手段を講じるとともに、「一方が日本からの攻撃を受け」「戦闘行為に巻き込まれた場合」、他方は軍事を含むあらゆる支援・援助を与えるものと定めた。また「この条は、安全保障理事会がこの事態に関して自身の義務を遂行する状態にあると締約国が相互の合意によって承認するまで効力を持つ」とも謳った²¹。

ただし、暫定合意のもとになったのはソ連案であると考えられる。両国が同案を検討した結果、中国側が大方それを受容したからである。ただし、第三条をめぐる、両者は次のようなやり取りをした。胡世沢（外交部常務次長）が国連憲章106条の規定²²を模範にしてはどうかと提案したところ、ソ連側が自国の条約草案の第三条は憲章第53条〔旧敵国条項〕に近いものとして書かれていると説明した。このとき胡は同条に目を通してから、ソ連側の表現を受容したという²³。このやり取りを通して、旧敵国条項を想定した条文を取り入れることが確定し、7月13日には暫定合意案ができあがった。

この暫定案のうち、最終合意の内容と大きく異なるのが、仮想敵の設定である。このときは「形式上」、日独両国が仮想敵とされた。第三条は「対日戦終了後、締約国は日本あるいはドイツ、またその他国家、今次世界大戦での彼らの共謀者らが平和に対する侵略と妨害を再発することを不可能にするために」協力すること、また彼らから侵略を受けて戦争行為に巻き込まれたときの共同防衛の態勢について定めていた²⁴。これは、スターリンが戦後日独の復興を連想していたことも一因ではあるが²⁵、何よりも日ソ中立条約に鑑みた措置であった。モロトフは、条約前文で日独には言及せず「連合国の敵からの侵略」とすること、「第三条には日本だけではなくドイツも入る」ことを事前に宋子文に説明していた²⁶。

ただし「実質上」、仮想敵の中心は日本であった。モロトフは、今後独ソが戦闘したときでも中国の参戦は不要だし、「必要な援助を提供する義務」を負うよう求めるにとどめたからである²⁷。ソ連は対日参戦するまで、グローバルな連合国の協力体制に準拠しようとした。

7月中旬から条約交渉は一時棚上げにされ、スターリンはポツダム会談に出席した。彼は対日最後通牒が米英中ソの共同宣言になるものと想定していたが、米国の原爆実験の成功などを背景にして、

その宣言から除外されてしまう。ソ連は対日参戦を急ぐことになった²⁸。

8月7日夜、中ソ条約交渉が再開された。宋子文は仮想敵の問題を再び持ち出し、「今後、ヨーロッパで戦争がある場合、中国は参戦に際して十分な資源を配備しないので、蒋介石としては条文にドイツを含めたくないと考えている」と訴えた。すでに対日参戦を間近に控えたスターリンは、宋の言葉に反対しなかった²⁹。

9日、ソ連は中ソ条約の締結を待たず、対日参戦するが、そのときでもなお連合国と共同で戦闘するという口実だけには拘泥していた³⁰。いずれにせよ、ソ連参戦によって日ソ中立関係に配慮する必要はなくなった。11日、国府代表は会談のなかで、条約の条文からドイツの言及を外すことでスターリンの合意を得ているということを再び確認した³¹。

こうして成立した同盟条約は、名実ともに主要敵を日本に定めた。ただし、これは「外部」にいる敵と向き合う攻守同盟というよりは、集団安全保障のなかの「内部の敵（旧敵国）」の再侵略を抑止するという制度の一部を構成するものであった。少なくとも制度上、旧敵国条項に立脚した「地域的取極」であったといえる。

2.2 第二中ソ同盟——地域的取極と攻守同盟の間——

(1) 条文の見取り図

次に、第二中ソ同盟を見てみよう。仮想敵と共同防衛の態勢について、条約はどのように定めているのだろうか。まず、前文で仮想敵が日本とその結託国（事実上、米国）であることを示し、第一条でその共同防衛の態勢について規定した。それによれば、これら仮想敵の「新たな侵略および平和の破壊を防止するため」に協力し、彼らから攻撃を受け戦争状態に入った締約国には、軍事を含む援助を与えることが取決められた。なお、前文では「国際連合の目標と原則とによって極東および世界の恒久平和と普遍的安全を強化したいと切望」すると謳っているものの、「地域的取極」を明記した条文は皆無である。

このような合意がどのように成立したのかを検討する前に、条約締結までの過程をここで概観しておこう。戦後始まった国共内戦は、当初国府軍が優勢であったが、やがて中共が軍事的優勢を占める。1948年秋以降、東北から長江以北にかけて中共は支配地域を大きく広げ、1949年春には人民解放軍が揚子江を南下した。米国は中国内戦への直接介入を抑制したが、ソ連もまた内戦への公然たる介入を手控えた。ソ連は非公式に中共を援助することはあっても、国府との公式な関係を容易に崩そうとはしなかった³²。

従って、中華人民共和国が樹立されるまでに、ソ連が新たな中ソ条約の締結を確約した形跡はない。例えば、1947年6月以降、毛沢東の訪ソ計画が何度も持ち上がるが、スターリンの意向を反映するなどして、訪問の延期が繰り返された。1949年1～2月、毛の訪ソを一時延期する代わりに全連邦共産党員・ミコヤンが秘密裏に訪中し、中共幹部と12回にわたって濃密な交渉をもったが、新条約については一切触れていない。同年6～8月、劉少奇が高崗らとともに秘密訪ソしたときもまた、新条約の言質を与えなかった³³。

新中国成立後、1949年12月から翌年2月にかけて、ようやくモスクワで本格的な中ソ交渉が行われ、三段階を経て新条約が締結された。最初は、毛沢東が訪ソしてから12月末までの時期である。

このとき、毛はスターリンと数回交渉をするが、新条約締結の確約はなかった。次の段階は、翌年初頭、ソ連側が新条約の締結に応じる姿勢を見せ、中ソが条約案をそれぞれ個別に検討する段階である。最後は、1月22日、新たに訪ソした周恩来が加わり、本格的な条約交渉を進め、2月14日に合意が成立するまでの期間である。

（2）新条約の準備

では、条約交渉を具体的に見てみよう。当初、スターリンは第一中ソ同盟を維持する姿勢を崩さなかった。この同盟は「英米の承諾〔ヤルタ協定〕を得て締結」されたものだから、同盟条約を修正すれば、ヤルタ条項の修正について「問題提起する法的な口実を英米に与えかねない」。よって「形式的には条約〔第一中ソ同盟〕を維持」すべきであると毛沢東に語ったのである³⁴。毛はこれに反対しなかった。

このときスターリンは、東アジアにおいて東側陣営の強固な新同盟をつくるよりも、「現状維持」をはかることを優先させた。ところが、西側諸国との対決を避けようとするこの姿勢が、翌年1月初頭、思わぬ非難を招く。5日、トルーマン米国大統領が台湾への軍事介入はしないと声明を出し、12日にはアチソン国務長官が、ソ連は中国の一部を分離・併呑していると演説した。これらの声明は、現地で勢力拡張しているのが米国ではなくソ連だと暗に批判するものであり、中ソ分離をはかるアピールの一つでもあった³⁵。

ここからソ連は、二つの対応に出る。一つは、国連を舞台にして中ソ結束を演出することである。彼らは、安保理の国民党代表を追放し、中華人民共和国から新代表を任命するよう毛沢東に呼びかけた。

13日、ヴィシンスキー外相は毛にこう語った。「米国と英国は国連の存続に関心があると考えられる。なぜなら周知の通り、彼らは自身の帝国主義的計画の実行を偽装するための防波堤として、この組織を利用しているからである。国連の機能不全によって、彼らの考えと計画が全て暴露されることになり、彼らは侵略的計画を包み隠し、国際世論をだますことのできる手段を失うことになる」³⁶。17日、モロトフも中ソが代表権問題で結束すれば、「我が敵陣営の秩序をかなり複雑なものにする」。「国連における闘争を徹頭徹尾やり遂げる」には、中華人民共和国の安保理代表を任命することが妥当だと毛沢東に話していた³⁷。いまや国連は、中ソが結束して西側諸国と向き合う「闘争」の舞台となった。

ソ連がとったもう一つの対応は、新条約案の作成である。1月5日、ソ連外務省のなかで条約案・第一稿が作られた。これは仮想敵を特定することなく、「侵略者」全般を想定した同盟であり、国連の枠組みについても触れていない。前文で「反侵略闘争において相互援助する」とした上で、第一条で「侵略者によるいかなる脅威をも取り除くために」協力すること、第二条で「締約国の一方がひとたび軍事攻撃を受けたときには、他方が軍事援助を含む全面的な援助を与えねばならない」としていた³⁸。9日に第二稿ができあがると、前稿は大きく修正された。仮想敵が日本とその結託国に特定されたのである。第一条では、その仮想敵からの「再侵略のあらゆる脅威を阻止するために」協力することが謳われた。第二条では、「侵略政策を再開しようとする日本からの軍事行動」あるいはそれと結託する大国からの軍事行動に巻き込まれたとき、軍事を含む援助を与えることが規定された³⁹。その後、第四稿で前文に「国際連合の原則と主旨に基づいて」という文言が挿入された⁴⁰。22日には、

条約案など一連の文書が全連邦共産党中央を通過し、スターリンに提出された。

ソ連は、一方で西側諸国に立ち向かいながらも、他方で第一中ソ同盟の骨格を残して、仮想敵の中心を旧敵国日本とし続けた。米国を名指ししようとした形跡は見当たらない⁴¹。

さて、ソ連が新条約を用意する傍ら、毛沢東もまた独自の準備を始めた。彼はまず、第一中ソ同盟に固執したスターリンの意向を酌もうとした。1月3日、「新しい中ソ友好同盟条約」について中共中央に宛てた指示のなかで、「日本およびその同盟者による、潜在的な侵略に対して防衛するという目標および外モンゴルの独立承認については、依然新条約の基本精神である」とはっきり伝えた⁴²。ただし、毛は旧同盟にはなかった新しい情勢を盛り込むべきだとも考えた。彼は、旧条約の「二大構成要素」が「重大な変化を受けた」、「日本は軍事勢力としての存在をやめ、国民党は崩壊した」とヴィシンスキーに語った⁴³。この二つの情勢変化については、条約とは別の協定前文で言及されることになる。

(3) 敵国条項の削除

このようにして、中ソ両者は旧敵国を仮想敵の中心におくことでは一致していた。残るは「地域的取極」の扱いであった。その基本線が決まるのは、1月22日、周恩来を含めた毛沢東とスターリンの会談である。毛はこう切り出した。「以前は対日戦の遂行における協力について語っていたとすれば、現在は日本からの侵略防止について話をしなければならない」。これは第一中ソ同盟・第三条に関わる規定であるため、スターリンは同条について取り上げ、「この条は、両締約国の要請にもとづいて国際連合が日本国による新たな侵略を防止する責任を負うときまでひきつづいて効力を有する」という条文を維持すべきかどうか尋ねた。毛は「この条項は維持しなくてもよいと考える」とあっさり返し、スターリンもまた「我々も[維持]しなくてもよいと考える」と続けた⁴⁴。このとき、「旧敵国条項」の条文がはっきりと削り取られることになった。

その後、24日に中国側が初めて条約草案を提起するが、ソ連案と大きな違いがあったわけではない⁴⁵。29日、ソ連側がその修正案を出すのが、おもに対日講和に関わる修正を加えるものであった。それによれば、「相互合意の方式の下、戦時中の他の連合国と共同で、最大限早期に日本との講和条約締結を達成することを約束する」と定められていた⁴⁶。

最終的に成立した条約には、いくつかの工夫が織り込まれていた。一つは、国連安保理の関与を明確に排除したことである。NATO第5条で言及しているような集団的自衛権についても明文化しなかった。安保理のなかで代表権をめぐる「闘争」を展開した当然の帰結であるだろう。ただし、西側諸国との対決を緩和し、連合国と共同で対日講和を果たすための工夫も施されていた。第一中ソ同盟の核心を周到に残し、仮想敵の中心を冷戦の敵・米国ではなく、あくまでも旧敵国・日本にしたことにその配慮が凝縮されていた⁴⁷。

さて、第一中ソ同盟が「旧敵国条項」に立脚する「地域的取極」であったとすれば、第二中ソ同盟はその条文を削り、意図的に安保理の関与を排除した条約であった。これだけを見れば、通常の攻守同盟と選ぶところはないが、依然として旧敵国の再侵略に備える同盟という体裁だけは整えていた。そればかりか、連合国と共同で対日講和に応じるという姿勢を盛り込むことを忘れなかった。従って、第二中ソ同盟は旧敵国条項に立脚する「地域的取極」と伝統的な「攻守同盟」の間に位置する条約だったと考えられる。

3. 同盟内政治の比較

3.1 第一中ソ同盟——利権の分配——

(1) 戦略の対照性

次に、第二の設問に移ろう。同盟内の利益とコストは、どのように分配されたのだろうか。第一中ソ同盟のなかの利権問題に関わる条文から見ておこう。ソ連は諸協定のなかで、30年という期限で在華利権を得た。中国長春鉄道（中長鉄道）を中ソの共同財産・経営として中ソ合弁会社を設立すること、また旅順軍港では日本の再侵略を防止すべく、中ソが共同利用することがそれぞれ取決められた。これらの合意と対をなすようにして、交換公文ではソ連が中華民国に道義的・物質的援助を与えること、東三省における中国の主権を尊重し、当地の領土・行政保全を承認することがそれぞれ約束された。なお、外モンゴルの独立については、日本敗戦後に実施される国民投票の結果を見て承認するものとされた⁴⁸。

では、両者は利益とコストをどのように分配したのだろうか。条約交渉のプロセスを辿りながら、中ソの交渉戦略が対照的であったことを確認してみたい⁴⁹。

まず、ソ連である。おもに対日参戦の代償として在華利権が認められたことから、彼らはいくまでも対日戦略を軸にしてその利権の確保に努めた。ヤルタ秘密協定で認められたソ連の在華利権は、国際港化される大連での優越的権利と旅順軍港の租借、中ソ合弁会社設置による東清・南滿洲鉄道の共同経営、そして外モンゴルの現状維持であった⁵⁰。

ただし、国民政府からの承認を得る必要があったため、ソ連は1945年6月末以降、中ソ条約交渉のなかで、利権問題を全面的に取り上げた。スターリンが在華利権を求めるとき、ほぼ例外なく、対日戦略——戦時協力と戦後の対日抑止——の拠点を確保するという論理からそれを正当化した⁵¹。一例だけを挙げておけば、7月2日、スターリンはヤルタ協定に署名したときの指針の一つをこう紹介した。「ソビエト連邦は中国と同盟を締結し、共同で日本を撃退することを考えているので、日本に対抗するための自身の戦略的地位を強化する必要がある」し、「旅順口、中長鉄道、南樺太、外モンゴル」の問題に関しては、「抗日戦において中国の同盟者になることを見越して、ソビエト連邦の戦略的立場を強化する」ことだけが目的だった⁵²。

一方、国府は対外戦略もさることながら、未完の国家統一を成し遂げることに重点をおいて同盟条約を考案した。その全体像は、例えばポツダム宣言発表の二日後、蔣介石がしたためのメモに示されている。彼は、米中ソなどの大国間関係を成り立たせるためにも、まずは中国が国家統一を果たさねばならないと考えた。ソ連は「20年間の安定を求め、国防を打ち立てようとしているが、我々は当面、国内統一を求める」。「もし我が国が統一できなければ、国防など打ち立てられるはずがない」⁵³。蔣は、この国家統一を阻害しかねないソ連の勢力拡大を警戒したものの⁵⁴、彼らの対日参戦については、最後まで支持を続けた⁵⁵。

中ソ条約交渉を前にして、蔣介石は国家統一の大柱でソ連から支持が得られれば、彼らの在華利権は容認してもよいというトレード・オフを設定した。具体的には、ソ連が中共を支持せず、旅順口の主権・行政を中国に帰属させ、中東・南滿両鉄道の全主権・土地をすべて中国に帰属させるなど国家統一に必要な約束を与えるなら、旅順口の共同利用などを認めるとしたのである。なお、外モンゴルについては「中国の宗主権の下に自治政府を成立させることを望む」としながらも、「軍事および外

交の自主権を与える」とした⁵⁶。

(2) 地域的取極のなかの利権問題

中ソ条約交渉が始まると、スターリンは外モンゴルの「独立」を頑迷に求めた。モスクワから報告を受けた本国の蔣介石は、さっそく譲歩を迫られた。そこで、条件付き独立ならば容認してもよいと宋子文に伝えた。蔣が条件として挙げたのは、戦後外モンゴルの人民が選挙で独立を望むという結果に至ること、「東三省の領土、主権および行政の保全」、さらに「今後ソ連が中共と新疆における匪賊の反乱を二度と支持しない」ことであった⁵⁷。

国府側は外モンゴル問題で譲歩したものの、在満利権をめぐるソ連に抵抗をみせた。例えば、旅順軍港の中ソ共同使用は認めるが、そのときには「中ソ両国軍事委員会」を設置すること、旅順・大連の行政権あるいは中東・南滿鉄道の所有権をすべて中国に帰属させることなどを求めたのである。結局、ポツダム会談までに交渉はまとまらなかった⁵⁸。

その後、8月上旬に中ソ条約交渉が再開されたが、外モンゴルの国境線や鉄道経営の人事などをめぐる論争が取まらないまま、ソ連が参戦してしまう。何としても終戦までに条約締結にこぎ着けたい国府代表団は、本国の蔣介石を説得した。王世杰（外交部長）は、「我々の利益からいえば、今回の〔条約〕締結は中ソ関係を安定させ、中共の勢いを減退させ、ソ連軍の撤退を保証し、東北におけるソ連軍の権益を制限できる。これらはほぼすべて、統一および建国にとって必須のもの」だと蔣に説明した⁵⁹。国府側が最初に設定したトレード・オフが成立している以上、交渉の妥結に応じるしかないという判断だった。蔣はこれに応じ、終戦間際になってようやく合意が達成された。

さて、両国によって取決められた利権問題は、旧敵国条項に立脚する地域的取極の枠組みと密接に結びつくものだった。その地域的取極の枠組みは、「連合国間の協力」と「連合国による旧敵国の再侵略阻止」という二つの柱から成り立っている。

ソ連はおもに後者の柱——対日参戦あるいは戦後の対日共同防衛——を自らの「コスト」として示すことで、在華利権という「利益」を得た。一方、国府は前者の柱——大国間協力を成立させるための自国の国家統一——を「利益」として得るために、ソ連の在華利権を「コスト」として容認した⁶⁰。まさに両国は、地域的取極という枠組みのなかで、利益とコストを分有しあったことになる。

3.2 第二中ソ同盟

(1) 公開と非公開の取決め

第二中ソ同盟はどうか。合意文書は多岐にわたるが、全体として「公開」用と「非公開」用の取決めめに二分できる。当時公開された諸協定では、対日講和条約締結後すぐに、あるいは1952年末までには、ソ連の在華利権が原則撤廃されることになっていた。具体的には、中長鉄道の中ソ共同管理権、鉄道に附属する全財産を中国に無償で引渡し、ソ連軍が旅順口から撤退することが定められていた（戦時における旅順軍港の共同利用は認められる）。さらに、ソ連が総額3億米ドルにのぼる対中借款を供与することも合意された⁶¹。

一方、非公開となった文書では、ソ連の在華利権が新たに認められた。一つは、条約の「補充協定」である。このなかで、ソ連極東地域・中央アジア共和国の領土と同様、中国東北・新疆において外国人に利権を提供してはならない、第三国の資本・公民が直接・間接に参加する「工業・財政・商業・

その他の企業・機関・会社・団体の活動」を認めてはならないとされた。経済分野を中心にした第三国の排除である。もう一つは、中長鉄道・旅順・大連（旅大）に関する協定に付属する「議定書」である。ここでは、「もし極東において対ソ戦の脅威が生じたときには、ソ連軍を迅速に中継輸送するため、ソ連の軍隊および軍需品は妨害を受けることなく、中国長春鉄道に沿って満洲里-綏芬河間を往来輸送される」ことが決められた⁶²。戦時に限って、ソ連軍のプレゼンスは容認された。

（2）二重の利権設定

いったい、ソ連はコストと利益をどのように分配しようとしたのだろうか。「コスト」から見てみよう。当然、対中借款は大きな出費ではあるが、戦略の重点をヨーロッパにおいてきたソ連にとって、極東で新たな戦争が生じたときに共同防衛するという約束もまた多大なコストだったろう。実際、スターリンは国共内戦の最終段階に至ってもなお、米国による対中軍事介入を警戒し、人民解放軍の揚子江南下に慎重だった⁶³。新中国が誕生し、毛沢東が訪ソした1949年12月にも、スターリンは上記の通り、英米に配慮することを忘れず、「現状維持」を変更することに消極的だった。台湾進攻への援助を毛から求められたときでも、スターリンは「援助の提供については拒絶しないが、援助の形式は検討しなくてはならない。ここで重要なことは、米国人に干渉の口実を与えない」ことだと論じている⁶⁴。

それだけに戦争に巻き込まれるコストを軽減することは、ソ連にとって重要だった。彼らは、新中国の成立前から旅順の駐屯軍を即時撤退させてもよいと中共側に打診している。1949年1月末に秘密訪中したミコヤンは、旅順口に関する協定が「不平等」だとした上で、「もし中国共産党が軍隊を即時全面撤退すべきだと考えているのであれば、ソ連はこれを進める用意」はあると伝えた。また、劉少奇が秘密訪ソしたときにも、スターリンはこの話を持ち出した⁶⁵。新中国の成立後、毛沢東と初めて会談したスターリンは「中国政府の提案に沿って、現地〔旅順〕のソビエト軍を撤退させることは可能」だと改めて明言した⁶⁶。

この口約束が明文化されるのは、1950年1月以降である。ソ連の新条約案・第三稿の第七条にその規定が初めて登場し、「現在旅順口と大連に駐屯しているソビエト軍は、本条約の発効日から2～3年以内に撤退する」とされた⁶⁷。その後、ヴィシンスキーはさらに踏み込み、旅大のソ連軍は「本条約発効日から2～3年以内に全てソ連領土に撤退」し、その撤退を「1950年から開始」するとした⁶⁸。1月22日、全連邦共産党中央を通過した草案では、前文に「中華人民共和国が近く自身の国防力を高めることができると堅く信じ」という文言が加わり、ソ連軍のプレゼンス後退をいっそう強く打ち出した⁶⁹。その後、やや表現は控えめになるが、少なくとも1952年末までにはソ連軍が旅順を撤退することが決まった⁷⁰。

ソ連軍の早期撤退が明文化されるプロセスは、米国政府の対ソ非難声明——米国は台湾に軍事介入しないが、ソ連は中国の一部を併呑している——が出された時期とほぼ重なる。ここには、米国の現地不介入に合わせるようにして、ソ連もまた在華プレゼンスを撤去し、中華人民共和国の自立性を前面に打ち出すという暗黙の配慮があったと推察される。

このようにソ連は新たに生じる「コスト」を軽減するために、西側諸国の目に触れる「公開」文書のなかで在華利権を大幅に削ることにした。その代わりに、「非公開」の取決めの中に「新たな利権」を書き込んだのである。まず、満洲と新疆の経済活動から第三国を排除するという「補充協定」につ

いては、ソ連側が原案を提起し、中国側が微修正を加えるにとどめた⁷¹。次に、「議定書」であるが、1月末にソ連が原案をつくったが、このときは戦時・平時の区別なく、ソ連軍の中長鉄道移動を認めるという内容だった⁷²。その後、中国側の意向を反映して、この規定が戦時に限定されることになる。

いずれにせよ、ソ連は西側と対決する「コスト」を軽減するために、在華利権を「公開」と「非公開」の二重に設定し、おもに後者のなかで新たな利権を確保したのである。

(3) 新興国のトレード・オフ

中華人民共和国には、重要な前提が二つあった。一つは、中立を排してソ連率いる陣営につくという「向ソ一辺倒」の姿勢、もう一つは、未完の国家建設という重い課題を背負う新興国という内実である。領土統一から経済復興まで、国内の難題は山積みだった⁷³。

そこで、彼らは国防から経済、文化に至るまで、実に幅広い援助をソ連から得ようとする。1949年12月、スターリンとの初会合で毛沢東が求めたのは、対中借款協定（総額3億ドル）、海空軍の分野における台湾進攻への援助、空路構築、造船などであった⁷⁴。その後、毛は「我々の国家繁栄を保証するものについては、全て記録しなければならない」、「新条約には政治・経済・文化・軍事協力の問題を含まねばならない。最重要の問題は経済協力になろう」とした上で、「現在、最重要の問題は経済協力——満洲における経済復興と発展——である」とスターリンに惜しみなく伝えた⁷⁵。

共同防衛の約束から各種援助に至るまで、ソ連から大きな「利益」を得たとすれば、その「代償」は彼らの在華利権を容認することだった⁷⁶。すでに新中国の成立前、秘密訪中したミコヤンを前に、毛沢東はこう語っている。「中国はソ連からの援助なしに独力で自衛するには弱いため、ソ連邦が中国を日本ファシズムから防衛するために旅順口に来た」⁷⁷。毛は、ソ連軍が従来通り旅順口に駐屯することを認めていた⁷⁸。建国後もその考えは変わらなかった。1949年12月、毛はスターリンに「中長鉄道と旅順口に関する現在の規定〔第一中ソ同盟の諸協定〕は、中国の利益に適っている。なぜなら帝国主義者の攻撃に対する戦闘が成功するためには、中国独力では不十分だからである」と話し、おもに国防の観点からソ連軍の早期撤退については求めなかった⁷⁹。

その後、ソ連は新条約の草案準備に入り、旧条約で定めた在華利権を次々に手放し始めたが、すでに見たように、彼らは「補充協定」や「議定書」などで新しい利権を求めてきた。中国側は、すべての合意内容を公開するつもりでいたため、ソ連の新たな利権要求にはいくらか抵抗をみせた⁸⁰。周恩来は「議定書」の対案をもって抵抗しようとした。まず、満洲里-綏芬河間のソ連軍移動について、平時・戦時ともにこれを認めるのではなく、あくまでも「極東で戦争の脅威が生じたとき」に限って認めるよう求めた。ソ連は原則これを受け入れた⁸¹。次に、周は中国軍が満洲里-クルジャ〔新疆・伊寧〕間をチャタノボシビルスク-アルマ・アタ経路で自由に移動するのを認めてほしいと迫ったが、ソ連から猛反発にあって、実現しなかった⁸²。一方、「補充協定」については、中国側がこれにはっきりと抵抗した形跡は見当たらない⁸³。新興国である中華人民共和国は、部分的に抵抗しながらも、ソ連の利権を容認することになったのである。

結局、第二中ソ同盟のなかの利益・コストの分有は、取決めを「公開」「非公開」に二分することで一つの均衡点に達した。「公開」文書は、第一中ソ同盟と比べても、中国にとって有利な内容だった。戦時にはソ連との共同防衛を約束されながらも、平時には在華ソ連軍は撤退し、さらには多額の経済援助まで獲得したからである。一方、そのなかで失われたソ連の利権は、「非公開」文書のなか

で、新しい形式をとってみごとに甦ったのである。

おわりに

二つの設問を合わせて、二つの中ソ同盟を総体として比較考察してみよう。先行研究のなかで熱心に議論されてきた第二の設問——中ソ同盟のなかの利権問題——が、第一の設問——共同防衛の態勢——と分かちがたく結びついていることが分かる。

まず、第一中ソ同盟は「旧敵国条項」に基づく、国連の集団安全保障のなかの「地域的取極」であり、おもに「内部の敵」と向き合うように設計された同盟である。理念の上では、旧敵国による反抗を除けば、対抗的同盟を誘発することのない取決めであった。この枠組みのなかで、同盟内の利権・コストは分有された。ソ連の在華利権は、あくまでも旧敵国の復活阻止という理念でのみ正当化され、連合国の大国間秩序の一翼を担うべき中国については、国民政府による政治・領土的統一を原則的に保証したからである。

次に、第二中ソ同盟は国連安保理の統制を排除して、西側世界に対する中ソ結束をはかったという意味では、通常の「攻守同盟」に近い。一方、旧敵国の再侵略を阻止するという理念を第一中ソ同盟から継承したという点では、「地域的取極」に近い。実際には、両者の間に立って、「内部の敵（旧敵国）」と「外部の敵（冷戦の敵・米国）」のいずれにも対抗する同盟であった⁸⁴。ただし、この同盟は「外部の敵」を名指しすることなく、「内部の敵」を主要敵にとどめ、さらに「現状維持」をはかるための仕掛けまで用意していた。その最大の配慮が、合意文書を「公開」と「非公開」に分けて、同盟内の利権・コストを分配したことに現れている。表向きは、ソ連の在華利権や軍事プレゼンスを大幅に削って、西側からの非難——ソ連が中国国内で勢力を拡張している——を躲しながら、ソ連が新たに在華利権を得るということについては、あくまでも秘密裏の合意事項にとどめたからである。

さて、地域的取極の規定や利権の設定を見れば、二つの中ソ同盟の相違は明らかである。ところが、未完の国家建設という難題をともに抱えた国府と中華人民共和国にとって、この難題を解決するための支援をソ連から得る代償として、彼らの在華利権を容認するというトレード・オフの構図それ自体に大きな違いはなかった。

最後に、第一中ソ同盟の核心——旧敵国の再侵略阻止——を継承した第二中ソ同盟の存在意義について考えてみたい。おそらくそれは、「冷戦」を闘うための強力な共同防衛の態勢というよりも、東アジアにおいて西側陣営の同盟網が整備される前の、さらには旧敵国との講和条約締結が未完のなかで生まれた、緩やかな協力体制だっただろう。東アジアにおける厳しい東西対決の結果、この同盟が生まれたというよりは、この同盟を一つの重要な契機にして朝鮮戦争、さらには米国の同盟網が広がることになる。

[付記] 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金、若手研究（B）「二つの中ソ同盟（1945-50）の比較研究—戦後東アジア国際政治の起点」（課題番号 22730150）の研究成果の一部である。

註

- ¹ 研究動向の整理は、松村（2011c: 序章）を参照。
- ² 松村（2012c: 43）。
- ³ 石井（1990）は、新資料が本格的に公開される以前の研究であるが、両同盟の共通点（東北の利権、仮想敵国・日本）についての確に指摘している。
- ⁴ 国民政府期の中ソ関係史は、薛・金（2009）。一方、中共とソ連を軸にした両者関係史は、楊（1997, 1999）、Heinzig（2004）など。牛軍は国民政府に言及はするものの、中共による対ソ接近に議論の重点がある。沈志華もまたソ連の在満利権問題に関して、第一中ソ同盟を取り上げるが、やはり中共・ソ連関係を中心に論じている（Niu 1998, 2010; 沈 2003）。
- ⁵ 近年の代表例は、久保（2006）、西村・国分（2009）など。中ソ関係については、石井（1990）。
- ⁶ 薛（2001）；沈主編（2011: 第二編第一章 [沈執筆部分]）。
- ⁷ Morgenthau（1985: 201）。ライトもまた「強者から身を守るために弱者間で組まれる同盟と地域的提携は、勢力均衡を保持する典型的手段である」とする（Wright, [1942] 1983: 131）。
- ⁸ Schuman（1933: 665）；Snyder（[1997] 2007: 4 [引用文は原文イタリック]）。
- ⁹ Walt（1987: 263）。彼は同盟形成の要因として、バンドワゴン、イデオロギー的結束、対外援助、国外からの政治的浸透などを挙げるが、いずれも「均衡」の要因に劣るといふ。なお、後三者は均衡の一形態であるとも指摘する（Ibid: 4-5, 266-168）。スナイダーは、1914年以前のヨーロッパにおける諸同盟を考察するなかで、バンドワゴンを原因にして同盟が形成される事例は少ないとして、ウォルトの結論を支持した（Snyder [1997] 2007: 158）。
- ¹⁰ その他にも、同盟者が敵や第三者と同盟を組むのを阻止すること、また同盟者から攻撃を受ける可能性を排除すること、さらには同盟者への影響力を拡大することなども挙げている（Snyder [1997] 2007: 43-44）。
- ¹¹ もう一つ、同盟者への「発言の機会」を得ることも列挙する（シュウェラー、2001: 254）。
- ¹² Snyder（[1997] 2007: 43-44）。
- ¹³ Wright（[1942] 1983: 135）。
- ¹⁴ Schuman（1933: 665）。
- ¹⁵ 以上、香西（[1992] 1997: 269-271）。NATO 第5条、ワルシャワ条約第4条は、憲章第51条に言及している。なお、上記の文章のなかの [] 内は、松村による補足。
- ¹⁶ 資料集成-1: 102-103。
- ¹⁷ 最上（[1996] 2006: 62-68）。
- ¹⁸ 英米が1944年5月までにヨーロッパで第二戦線を開くことを約束したのと引き換えに、ソ連はドイツ敗戦後、対日参戦することを約束した（長谷川、2006: 43）。
- ¹⁹ 「訪ソの任務」に関する文書、日付不明（TVS Papers: box. 53, folder. 16）。訪ソ延期は、モロトフからロゾフスキーを通じて傅秉常大使に伝達（PKO-IV-2: no. 604, 605, c. 14-15）。
- ²⁰ 松村（2010: 58）；Memorandum of Conversation, by Joseph C. Grew, June. 9, 1945（FRUS 1945, VII: 896）。
- ²¹ 中国側の用意した中ソ友好同盟条約案、1945年7月9日（PKO-IV-2: no. 663, c. 94）。
- ²² これは、特別協定（憲章第43条）成立前に、国際の平和・安全維持のために必要な共同行動をとるための規定である。特別協定（同43・45条）とは、平時から国連軍の編成・使用を準備すべく、安保理と加盟国が締結するものであり、これによって国連用の軍隊を加盟国領域内に待機できる体制を整えようとするものである（香西 [1992] 1997: 263-264）。
- ²³ 中ソ会議議事録、1945年7月10日 [ベトロフ、トゥンキン、パザロフ、胡世沢、傅秉常、張福運が列席]（PKO-IV-2: no. 670, c. 112）。ソ連案原文は、同書に未収録。なお、7月2日の時点でスターリンは条約草案を用意していないとしていた（スターリン-宋子文会談、7月2日、Там же: no. 657, c. 78）。
- ²⁴ 中ソ友好同盟条約草案、1945年7月13日（PKO-IV-2: no. 680, c. 138-9）。
- ²⁵ スターリンの具体的発言については、松村（2011a: 1330134）参照。
- ²⁶ モロトフ-宋子文会談、1945年7月10日（PKO-IV-2: no. 671, c. 113）。
- ²⁷ このときモロトフは、「8月末か9月初旬に条約を公表することに合意するなら」、日本を直接言及することに反対しないと述べていた（Там же: no. 671, c. 113）。
- ²⁸ 長谷川（2006: 第四章）。
- ²⁹ 中ソ会談記録、1945年8月7日（PKO-IV-2: no. 693, c. 161）。同日、スターリンは対日攻撃をザバイカル時間の9日零時にするようワシレフスキー極東総ソ連軍最高司令官に指示していた（長谷川、2006: 326）。
- ³⁰ 8月8日、ソ連は日本政府に対して、連合国から対日参戦の提案があったと説明した上で、その「提案を受け入れ、今年7月26日の連合諸国による宣言 [ポツダム宣言] に賛同した」と伝えた（PKO-IV-2: no. 694, c. 161）。[] 内は引用者。以下、断りがない限り同様。なお、蒋介石はソ連参戦を歓迎する旨、スターリンに公式に伝えている（蒋介石→スターリン、8月9日、PKO-IV-2: no. 697, c. 163）。
- ³¹ 中ソ会談記録、1945年8月11日（PKO-IV-2: no. 705, c. 173）。
- ³² 松村（2010, 2011b, 2011c）。

二つの中ソ同盟の比較考察（1945-1950）

- ³³ 松村（2011b, 2012c）を参照。
- ³⁴ スターリン-毛沢東会談，1949年12月16日（Pko-V-2: no. 544, c. 229-230）。このとき，スターリンはソ連軍の旅順撤退など実質的な修正には応じてよいとしていた。
- ³⁵ 松村（2012c: 46）。トルーマンとアチソンの声明原文は，（資料集成-3: 36-37; US-Bulletin 1950, 22-551: 115）。米国の中国政策については，松村（2011c: 第一章）。
- ³⁶ ヴィシンスキー-毛沢東会談，1950年1月13日（Pko-V-2: no. 562, c. 262）。
- ³⁷ モロトフ-毛沢東，1950年1月17日（Pko-V-2: no. 563, c. 266）。
- ³⁸ 「蘇聯外交部起草の蘇中友好合作互助条約（第一稿）」1月5日（『中共党史資料』67: 201-203）。
- ³⁹ 中ソ友好協力相互援助条約・第二稿 [ヴィシンスキーからグリバノフら宛書簡の添付，1950年1月9日（俄国档案-7: 1638-1642）]。
- ⁴⁰ ソ連外務省起草の条約草案・第四稿，1950年1月12日 [ヴィシンスキー（筆跡から推測）→モロトフ，ミコヤン]，ロシア連邦外交資料館文書，（金東吉 [北京大学] より中文訳の原資料提供を受けた。当該文書に付された編者の通し番号はSD05134）。
- ⁴¹ 松村（2012c: 47-48）。
- ⁴² 毛沢東→中共中央，1950年1月3日午前4時（毛文稿-1: 213）。
- ⁴³ 毛沢東-ヴィシンスキー会談，1950年1月6日（Pko-V-2: no. 558, c. 259）。
- ⁴⁴ スターリン-毛沢東・周恩来ら会談，1950年1月22日（Pko-V-2: no. 564, c. 267-268）。
- ⁴⁵ 「中蘇友好同盟互助条約（草案-原）」（日付なし。『周文稿』2: 53-54）。ただし、「日本帝国主義の復活」という独自の文言は挿入された（松村 2012c: 50）。
- ⁴⁶ ソ連側修正稿・第二条，1月29日 [毛沢東，周恩来に提出]（俄国档案-8: 1764）。なお，元の中国案・第二条では「相互の同意なしに単独で，あるいは他国と連合して対日講和条約を締結してはならない」としていた（『周文稿』2: 54）。
- ⁴⁷ この点について詳細な分析は，松村（2012c）を参照。
- ⁴⁸ 資料集成-1: 104-109。
- ⁴⁹ これについては，松村（2012b）で詳細に論じている。
- ⁵⁰ Van Slyke (1967: 113-114)。
- ⁵¹ 交渉におけるスターリンの発言について，詳細は松村（2011a）。
- ⁵² 中ソ会談記録，1945年7月2日（Pko-IV-2: no. 657, c. 74）。
- ⁵³ 蒋介石のメモ，1945年7月28日（大事長編 5-下: 771-774）。このなかで蔣は，中国の国家統一を戦略の軸に米中ソ関係を広く分析している。詳細は，松村（2010: 58-59）。
- ⁵⁴ 蔣はヤルタ秘密協定の内容を知るにつれ，警戒を強め，日記に次のように書きとめた。「外モンゴル，新疆あるいは東三省のいずれにおいても，もしそれ [ロシア] が武力占領をして退かないのなら，我々は [利権に関する取決めの] 不承認，署名拒否でこれに応じるだけだ」（蔣日記，1945年4月5日：box. 44, folder. 5）。
- ⁵⁵ 松村（2012b: 137）。
- ⁵⁶ 対ソ交渉要点の再修正，1945年6月26日（大事長編 5-下: 734-736）。
- ⁵⁷ 蒋介石→宋子文，1945年7月6，7日（戦時外交 2: 593-594, 596）。
- ⁵⁸ 松村（2012b: 140）。
- ⁵⁹ 王世杰→蒋介石，1945年8月13日（界務類 2: 49）。
- ⁶⁰ 松村（2012b）。
- ⁶¹ 「中国長春鉄道，旅順口および大連に関する中ソ協定」，「ソ連から中華人民共和国への借款供与に関する中ソ協定」1950年2月14日（資料集成 3: 56-57）。
- ⁶² 「補充協定」，「議定書」1950年2月14日（中蘇文献：139-140, 144-145）。
- ⁶³ 松村（2012c: 45）。
- ⁶⁴ スターリン-毛沢東会談，1949年12月16日（Pko-V-2: no. 544, c. 231）。
- ⁶⁵ ミコヤン-毛沢東らの会談記録，1949年2月6日（Pko-V-2: no. 437, c. 82）。劉少奇ら→中共中央・毛主席，7月18日 [11日の会談内容を紹介]（劉文稿 1: 34）。
- ⁶⁶ スターリン-毛沢東会談，1949年12月16日（Pko-V-2: no. 544, c. 230）。
- ⁶⁷ 中ソ友好協力相互援助条約・第三稿 [ヴィシンスキーからグリバノフら宛書簡の添付，1950年1月10日]（俄国档案-7: 1646）。
- ⁶⁸ 「蘇聯外交部關於中蘇談判有關文件的定稿」1月16日（『中共党史資料』67: 204-207）。
- ⁶⁹ 「聯共(布)中央決議通過的關於中長鐵路及旅順口和大連協定議定書」1月22日（『中共党史資料』67: 214-216）。
- ⁷⁰ 1月22日のソ連案が中国側にどのように提示されたのかは不明である。少なくとも，中国側の協定案（1月26日）では，対日講和条約締結直後，ただし本協定の発効後3年以内にソ連軍が旅順を撤退すると定めていたが，1950年から撤退を開始するまでは言及しなかった（俄国档案 7: 1751）。ソ連はこの案を基に修正案（1月28日）を示し，対日講和条約締結後，ただし1952年末以前にソ連軍を旅順から撤退させるとした（『中共党史資料』67: 217-220）。

- ⁷¹ ヴィシンスキーからスターリンへの報告書（2月1日）の添付文書（Pko, V-2, no. 565: 280）。
- ⁷² 「蘇方対中方の旅順口、大連和中長鉄路協定の修改稿及増加的議定書草案」1950年1月28日（『中共党史資料』67: 217-220）。
- ⁷³ 松村（2012c: 45-46）。
- ⁷⁴ 毛沢東-スターリン会談，1949年12月16日（Pko, V-2, no. 544: 231）。
- ⁷⁵ スターリン-毛沢東・周恩来ら会談，1950年1月22日（Pko-V-2: no. 564, c. 267, 271）。
- ⁷⁶ 条約交渉に参加した伍修権は，国家が「民族独立の確保，主権維持」に努めると同時に，「適切な外部の援助，必要などときには小さな譲歩と引き換えに長期的な利益も得ねばならない」と回想する（伍，1983: 20）。
- ⁷⁷ ミコヤン-毛沢東らの会談記録，1949年2月4日（Pko, V-2, no. 433: 72）。
- ⁷⁸ 松村（2012b: 94）。
- ⁷⁹ 毛沢東-スターリン会談，1949年12月16日（Pko, V-2, no. 544: 230）；「毛沢東就同斯大林第一次会談情況致劉少奇的電報」12月18日（中蘇文献：67-68）。
- ⁸⁰ 条約締結の前日まで，中国側はすべての取決めに公開するつもりでいたようだが，ソ連がそれを受け入れなかったため，一部の合意内容が非公開となった。ヴィシンスキー-周恩来会談，1950年2月13日（Pko, V-2, no. 574: 295-296）。
- ⁸¹ 松村（2012c: 51）。周恩来の提案については，「周恩来就中蘇談判經過致劉少奇併中共中央政治局的電報」1950年2月8日（中蘇文献：126）。
- ⁸² 松村（2012c: 51）。周恩来の対案については，以下で紹介されている。ヴィシンスキー→スターリン，1950年2月1日（Pko, V-2, no. 565: 273）。
- ⁸³ 松村（2012c: 51）。なお，現在公式には次のように説明されている。1950年2月6日，上海で蔣介石集団による戦闘爆撃があり，中国側がソ連に空軍の保護を求めたところ，スターリンは支援に応じたものの，同時に秘密協定を提起してきた。結局，毛沢東は西側諸国に対する中ソの団結を考慮し，これを「条約の『補充協定』とすることに同意した」という（毛伝-3: 1011）。
- ⁸⁴ 詳細は，松村（2012c）。

参考文献

（資料の略語表記などは，資料名末尾の【 】内に記載）

英文

- Heinzig, Dieter (2004), *The Soviet Union and Communist China, 1945-1950: The Arduous Road to the Alliance*, M.E. Sharpe.
- Morgenthau, Hans J. (1985: Revised by Kenneth W. Thompson), *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, Sixth Edition, MacGraw-Hill, Inc.
- Niu, Jun [牛軍] (1998), "The Origins of the Sino-Soviet Alliance," in Westad, Odd Arne (eds.), *Brothers in Arms: The Rise and Fall of the Sino-Soviet Alliance, 1945-1963*, Stanford University Press, 1998, pp. 47-89.
- (2010), "The Birth of People's Republic of China and the Road to the Korean War," in Melvin P. Leffler and Odd Arne Westad (eds.), *The Cambridge History of the Cold War*, Vol. 1 (Origins), Cambridge: Cambridge University Press, pp. 221-241.
- Schuman, Frederick L. (1933), *International Politics: An Introduction to the Western State System*, New York and London: McGraw-Hill Book Company, Inc.
- Snyder, Glenn H. ([1997] 2007), *Alliance Politics*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- T. V. Soong Papers, Hoover Institution, Stanford 【TVS Papers】
- U.S. Department of State (1950), *Bulletin*, 1950, Vol. XXII, No. 551, Washington, D.C. 【US-Bulletin】
- U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States*, annual volumes, Washington, D.C.: GPO. 【FRUS】
- Van Slyke, Lyman P. reissues (1967), *The China White Paper August 1949* Vol.1, Stanford: Stanford University Press.
- Walt, Stephen M. (1987), *The Origins of Alliances*, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Wight, Martin ([1978] 2004), Edited by Hedley Bull and Carsten Holbraad, Foreword by Jack Spence), *Power Politics*, New York: Continuum.
- Wright, Quincy ([1942] 1983), *A Study of War*, The University of Chicago Press.

露文

- А. М. Ледовский, Р. А. Миrowsкая, В. С. Мясников (Составители). (2000) *Русско—китайские отношения в XX веке. Т. IV: Советско—китайские отношения. 1937-1945 гг.* Кн. 2: 1945 г. Отв. ред. С. Л. Тихвинский исторической мысли. 【Pko-IV-2】
- (2005), *Русско—китайские отношения в XX веке. Т. V: Советско—китайские отношения. 1946-февраль 1950 гг.* Кн. 2: 1949-Февраль 1950 гг. Отв. ред. С. Л. Тихвинский. М.: Памятники исторической мысли. 【Pko-V-2】
- 沈志華，李丹慧收集和整理（2004），『中蘇關係：俄國檔案原文復印件匯編』第7-8卷，上海：華東師範大學國際冷戰史研究中心【俄國檔案】（露文原文資料を収録）

二つの中ソ同盟の比較考察（1945-1950）

邦文

- 石井明（1990），『中ソ関係史の研究（1945-1950）』東京大学出版会
——（2011），「アジアの共産主義革命とソ連：スターリンとアジアの突撃隊」和田春樹他編『岩波講座 東アジア近現代通史』7巻，97-119頁
- 久保亨編（2006），『1949年前後の中国』汲古書院
- 香西茂（〔1992〕1997），「第9章 平和と安全の維持」同他編『国際法概説〔第3版改訂〕』有斐閣，252-275頁
- シュウェラー，ランドル・L（2001），「第10章 同盟の概念」船橋洋一編『同盟の比較研究：冷戦後秩序を求めて』日本評論社，249-284頁
- 西村成雄・国分良成（2009），『党と国家：政治体制の軌跡』岩波書店
- 日本国際問題研究所・中国部会編（1963-1969），『新中国資料集成』1-3巻，日本国際問題研究所【資料集成】
- 長谷川毅（2006），『暗闘：スターリン，トルーマンと日本降伏』中央公論新社
- 松村史紀（2010），「第2章 東アジアの戦後秩序設計：『大国中国』というアポリア」同他編著『二つの「戦後」秩序と中国』早稲田大学現代中国研究所発行，51-69頁
- （2011a），「中ソ友好同盟条約とソ連：同盟の設計と利権問題」大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第24巻第2号，129-145頁
- （2011b），「ミコヤン秘密訪中考（1949年1-2月）：中国革命と戦争をめぐる秩序設計」同編著『東アジア地域の立体像と中国』早稲田大学現代中国研究所，83-107頁
- （2011c），『「大国中国」の崩壊：マーシャル・ミッションからアジア冷戦へ』勁草書房
- （2012a），「序章 東アジアの国際政治：二つの『戦後』から見た地域秩序」同他編『東アジアにおける二つの「戦後」』国際書院，2012年3月，11-38頁
- （2012b），「第4章 戦後秩序のなかの中ソ同盟（1945年）」同上書，125-151頁
- （2012c），「中ソ同盟の成立（1950年）：『戦後』と『冷戦』の結節点」宇都宮大学国際学部『宇都宮大学国際学部研究論集』第34号，2012年9月，43-56頁
- 最上敏樹（〔1996〕2006），『国際機構論〔第2版〕』東京大学出版会

中文

- 外交部編（2001），『外交部檔案叢書：界務類』第二冊，台北：外交部【界務類】
- 中華民國重要史料初編編輯委員會編輯，秦孝儀主編（1981），『中華民國重要史料初編』第三編，戰時外交（二），中国国民党党史委員會【戰時外交】
- 秦孝儀總編集（1978），『總統蔣公大事長編初稿』卷5，下冊【大事長編】
- 沈志華（2003），『毛沢東，斯大林與朝鮮戰爭』廣東人民出版社，2003年
- 主編（2011），『中蘇關係史綱：1917～1991年中蘇關係若干問題再探討〔增訂版〕』北京：社会科学文献出版社（第二編第一章〔沈執筆〕）
- 薛衛天（2001），「從《中蘇友好同盟條約》到《中蘇友好同盟互助條約》」中共中央党史研究室，中央檔案館編『中共党史資料』總第78輯，2001年6月，88-99頁
- ・金東吉（2009），『民國時期中蘇關係史（1917-1949）』上中下，中共党史出版社
- 中共中央党史研究室・中央檔案館編（1998），『中共党史資料』第67輯，中共党史出版社【中共党史資料】
- 中共中央文獻研究室編（1992），『建國以來毛沢東文稿』中央文獻出版社，第一冊【毛文稿】
- 編（2008），『建國以來周恩來文稿』中央文獻出版社，第二冊【周文稿】
- ・中央檔案館編（2008），『建國以來周恩來文稿』第一冊【劉文稿】
- 編，逢先知・金衝及主編（2011），『毛沢東傳』中央文獻出版社，三卷【毛傳】
- 本書編委會編，李鋒責任編輯（2009），『中国与蘇聯關係文獻匯編（1949年10月-1951年12月）』世界知識出版社【中蘇文獻】
- 楊奎松（1997），『中共與莫斯科的關係1920-1960』台北：東大圖書公司
- （1999），『毛沢東與莫斯科的恩恩怨怨』江西人民出版社
- Chiang Kai-shek Diaries*, Hoover Institution, Stanford University【蔣日記】